

流商第190号

平成25年9月20日

流山市産業振興審議会

会長 古坂 稔 様

流山市長 井崎 義 治



産業振興施策及び商店街の活性化について（諮問）

このことについて、流山市産業振興基本条例第6条の規定により諮問します。

記

1 新川耕地の有効活用について

流山市の北西部に位置する「新川耕地」は市内農地の7割を占め、かつて穀倉地帯としてみどりの田園風景が広がっていました。しかし現在は、旧松戸野田有料道路の東側半分の多くは担い手の高齢化に伴い不耕作地と化し、耕作はほとんど行われていません。この新川耕地を流山市の産業活性化のためにいかに活用していくか意見を求めます。なお、地権者からは都市計画マスタープランに示されている産業系土地利用ゾーンとして農地以外の土地活用について具体的な要望が市に寄せられていることから、産業振興審議会としての意見集約を年度内に終了し、答申をいただきたくお願いします。

（理由）

新川耕地については、平成14年3月に「新川耕地有効活用計画」が作成されましたが、常磐自動車道流山インターチェンジの開設に伴い、物流施設が建設される等、一部の事業が遂行されただけで、多くの土地は不耕作地となっています。新川耕地の多くの耕作者は、米づくりに取り組んできましたが、米の価格の低迷や後継者不足、田面地盤が軟弱で生産性が劣るなど、営農の意欲は

薄らいできています。地権者からは農地以外の土地活用について具体的な要望が市に寄せられており、今後さらに TPP 交渉の結果如何によっては、農業を巡る環境はますます厳しさを増すものと思料しています。市としても新川耕地の東半分が農地として再利用される可能性は低く、産業系の土地利用の方策を講じる必要があると考えています。

2 農商工連携の推進及び商店街活性化の具現化策について

前回の産業振興審議会の中間報告及び答申に示されていた事業の推進に向け努力してきたところですが、市内共通ポイントカード「ながぼん」のように着手はしたものの運営上課題のある事業、様々な理由によりいまだ着手できていない事業など、これらの事業展開に課題を残すものがあります。今後、本市の産業活性化のために、事業にどのように取り組み、展開をしていくべきか、これまで展開してきた施策の検証も含め効果的な方策について意見を求めます。

(理由)

前回の産業振興審議会の中間報告及び答申を受け、農産物の直売所「新鮮食味」の開設や商店街の活性化を図るために市内共通ポイントカード「ながぼん」及び空き店舗有効活用によるアンテナショップの展開に取り組みました。しかし、農業の活性化や住民が商店街に足を運ぶ呼び水には至っていない状況です。

都市環境下での農業経営の難しさ、景気低迷による消費意欲の低迷、大型量販店の相次ぐ出店による地元商店街の低迷、更には、中国等のアジア諸国との工業製品の価格競争等、本市の産業を取り巻く環境は年々厳しさが増してきています。市内零細事業者の自助努力だけで活性化を図るには限界があり、地域経済の衰退に繋がりがねない状況です。そこで、都市農業の基盤強化、農産物の地産地消の推進、商店経営意識の高揚、顧客サービスの改善、工業製品の競争力強化などが喫緊の課題と捉えており、本市の産業活性化のための具体的な施策展開についての意見を求めるものです。

また前回の答申された事業で未着手となっている事業としては、農商工連携を軸とした産学官の連携への取り組みなどがあり、今後どのように事業を展開していくべきか意見を求めるものです。